

# 関西労災職業病 8月号

(通巻64号)

関西労働者安全センター 1979.8.20 発行  
大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室 60円  
☎06・374・2991 郵便振替口座 大阪 315742



- **主張** ..... 労働行政の反動攻勢を突破し80年労災  
保険法「改正」闘争を組織しよう! ..... 1 → 2
- **展望をさぐる④** ..... 不況—労働者大量切り捨て時代の中で  
労災職業病闘争を如何に、労働運動強  
化の武器となしうるのか  
全港湾大阪支部安全衛生委員会 / 全港湾建設  
支部労災安全委員会 / 全港湾大阪港支部(2) ..... 3 → 11
- **前線から(ニュース)** ..... 11 → 16
- **7月の新聞記事から**—新聞記事解説— ..... 17 → 18
- **フィールド合宿の意義を確認し新たな一歩を踏み出そう!**  
—南大阪フィールド合宿実行委員会— ..... 19 → 21
- **住友電工の差別賃金を糾弾する9・3大集会への案内** ..... 21
- **闘いの中から (その2)**  
関西で初めて、一般事務の頸腕を公災認定  
—京都市役所労職対— ..... 22 → 24
- **会計報告** ..... 24

〈表紙写真〉全金マコトロイ支部提供・合金課の作業風景(今月号「前線から」を参照)

# 主張

## 労働行政の反動攻勢を突破し 80年労災保険法改正斗争を 組織しよう!

七六年の労災保険法の改悪に伴い新たな制度として、傷病補償年金制度が設けられた。この資本―政府の被災者首切り政策に対して、労働者・被災者の大衆的な反撃闘争が組織されることによって、労働省はしぶながらも「新しい年金を職場復帰できる人には適用しない」という原則を表明せざるを得なかった。しかし「新年金への切替えのための調査」と称して、全国一斉に「届書」「定期報告書」の提出を強要し、これに協力しない被災者に対して七八年七月以降、休業補償の差し止め処分を強行した。そして七九年「定期報告書」未提出者には五月から重ねて差し止め処分を行い、労働省はなりふりかまわぬ強硬措置を現在に至るまで続けているのである。

これら一連の動き、及び七八年四月に行われた労基則35条改悪を通じて、労働省は末端の労基署の行政的裁量を著しく制限することによって、労働行政を独占資本の意になう方向に一体化、中央集権化しようとしているのである。

これらの反動攻勢は大阪労基局の内においても着実に貫徹されつつある。全港湾のいかだ労働者の心筋梗塞死亡の業務外認定。地域合同労組植田マンガン分会竹森氏のマンガン中毒認定について守口労基署が行った、交渉経過を無視した局への一方的なりん伺問題。被災者同盟への九四五号通達による交渉権の剥奪。その他全金田中機械支部への未払賃金立替払制度適用の妨害。また、人数・時間・議題など種々の制限を設けることによる交渉権の実質的な否定など。これら一つ一つの事実は労働省・労基局の一つの意志―労働者・被災者の抑圧政策を明らかに示している。

### 労災保険

赤字キャンペーンは

ウツリ

更に労働省は、七六年の労災保険法の改悪にひき続いて、来年八〇年に再び労災法改悪を行うことを表明しており、今年十一月にはその要

綱が示されることになっている。そして法改悪に向けての地ならしとして、全く根拠のない労災保険財政の赤字キャンペーンを行い、実際には被災者への支払いは以前からはるかに低下しているにもかかわらず、まるで「被災者への保険金を払いすぎたから赤字になった」とても言わんばかりの宣伝をくり広げているのである。

## 個別の闘いと法改正 闘争の結合を!

我々は中央労働省―地方労基局で行われているこれら一連の働きを一体のものとして捉え、労働行政のいわば総ぐるみ的な反動攻勢に対して、大衆的なそして力強い反撃を、今こそ組織しなければならぬ状況となっている。

第一には、大阪段階で加えられてきている攻撃を総力を挙げて粉碎することである。機関誌を通じて既に報告したように、全港済大阪支部の

いかだ労働者の心筋硬塞死亡の労災申請に対して、阿倍野労基署が取った対応はまさに「初めから労災認定するつもりはない」というものであり、また植田マンガンの竹森氏のマンガン中毒症について労基局が問題にしている点は、へ理屈かもしくはいいがかりの類以外の何ものでもないのである。これらは、過去何年かの地道な活動と闘いを通じて築き上げられてきた労働者・被災者の運動に対する、労働行政側からの挑戦であり、我々は働く者の権利を守り、被災者の抹殺を許さない全ての人々の共同闘争によって、これらの問題を全力で勝利に導いていく必要がある。

第二には、八〇年労災保険法改悪をさせない闘いである。一步でも労働者・被災者の要求に近い法改正をかちとる闘いを、七六年以降の労災法改悪反対闘争の成果を踏まえて、全国の仲間とともに進めていくことである。労働省は財政赤字のキャンペーンをはることによって、労働者の被災者の権利を更に奪い取ろうと

目論んでおり、また労働省がこれまで回を重ねてくり返してきた法「改正」は、資本の加害責任を骨抜きにし、労基法の災害補償の削除という方向へつき進んでいるものである。我々は財政赤字のつけを被災者・労働者に絶対にあわせせない決意を固めるとともに、職場復帰がでざるまで、企業の責任で補償が続けられるという原則を明確にした、制度のあり方を運動によって追求していく必要がある。

傷病補償年金制度の運用をめぐって闘われてきた「定期報告書」拒否―差し止め撤回闘争は、現行的には単に運用面での問題をこえて、傷病補償年金という反労働者の制度自体に対する闘いへと発展してきている。長期の休業補償差し止めにもめげず闘いを堅持する先進的被災者の運動に学び、全国的な闘う体制の組織化は急務である。

大阪段階での労働行政の個々の反動攻勢を、大衆闘争でうち破るとともに、力を結集して八〇年法「改正」闘争へ前進しよう!

# シリーズ 展望をさぐる

不況-労働者大量切り捨て時代の中で、  
 労災職業病斗争を如何に、労働運動強  
 化の武器となしうるのか？ (そのⅣ)

労災斗争の前進で資本権力に  
 打ち勝つ階級的団結を創ろう

全港湾工阪支部安全衛生委員会事務局

## 港湾における 労災職業病

### 「発生の構造」

港湾産業は労災職業病の展示場と  
 もいえる所である。

その事は毎日の如く扱う貨物が変わ  
 る事によって荷役方法が変化する事、  
 その中には有毒貨物、粉じんの発生  
 する貨物、角、丸、長大物、重量物、  
 袋物と数えあげればきりが無い程の  
 形、内容である。

それもそのはず、日本の重化学工  
 業を中心とする高度な経済成長のため  
 の資源の輸入があり、その貨物の  
 全てが港湾を通過し、又、製品化し

た貨物の輸出においても全てが港湾  
 を通過するのであるから、日本国内  
 に発生する労災職業病の大半が港湾  
 に発生するのである。

一九六〇年代初期までは港湾荷役  
 は「唯人力」人の力で貨物を動かして  
 きた事が現在の港湾における職業  
 病(港湾病)を発生させている最大  
 の原因となってきたのである。

どのような事情であったかを古参  
 労働者に問えば、外国から輸入をす  
 る砂糖、米等の袋物は百キロ、綿は  
 現在でも二百キロの如くあらゆる貨  
 物のこん包が八〇〜一〇〇キロであ  
 り、肩荷役を行なってきた。

労働省通達(一九七〇年、一人前  
 の男子労働者にあっても最大五五キ  
 以上の貨物がかつがせる事は人間の

運動機能に重大な支障を与えるので二人以上でかつがせる事)に示されている事が医学的にも立証されず、肩作業では一〇〇キロ位の物をかけなければ一人前でなく、カギ作業でも一〇〇キロ〜二五〇キロ位の物を動かさなければ「一人前でない」「ケツワリ」だとラク印を押され、賃金についても〇・何人歩と一人前の額が支払われなかった。

又、労働者が無知な事をよいことにして、セメント、石炭の粉じんは身体に良いのだと偽って撤物を荷役させたのであり、鉄鉱石、石綿についても同様の考え方であった。

労働者は毎日のように変化する貨物の有毒性、粉じんの恐しさなど知るよしもなく、逆に薬になるとだまされてきたのである。

そのため労働者は身体に変調があらわれても倒れるまで働き、倒れば私病として扱われ退職せざるを得ず「自分の身体が一人前でなかった」とあきらめていたのである。

又、港は貨物を風雨にさらさない

ための倉庫等はあるが労働者の休憩所はなかったためであり、馬車が貨物輸送の手段として使われていたころは馬の飲む水飲場は設置されていたが労働者の水を飲む設備は皆無であったし、手洗所もなかった状況が最近まで続いていたのである。

最近でも貨物を動かす、預かる設備には資本を投下するが、労働者の安全衛生に関しては労働者の要求にもかかわらず資本を投下する事はしないのである。(この事は港湾に限ったことではないであろう)

このように数々の安全衛生を無視する事が港湾労働者の健康を破壊してきたのであり、それに加えて労働者の団結を破壊してきたのは悪名高い港の暴力支配であった。

日本の資本、政府、権力が高度経済成長をしゃにむに押し進めるために、このような労働者を牛馬以下に扱うことを賞賛し、協力してきた事が労働組合の存在すら否定することとなって「タコ部屋」の名で労働者にも一般にもきらわれた雇用関係が

まかり通ったのであり、この事が港湾病といわれる不治の全身的疾病が存在する所以である。

## 「組合独自の 安全衛生委員会」 設立

このような状況を変革するため大阪支部(旧沿岸南支部)では「労働者のケガや病気は仕事が原因である」ことを確認して、元カネ力分会の林通夫氏が献身的な努力を行い、一九七〇年十一月に組合独自の安全衛生委員会を組織した。

安全衛生委員会が組合独自で組織され活動を行い大きな成果をあげているのは、当初企業に要求する時点及び交渉の段階で一、各職場への自由な立入り二、危険と確認できれば作業を中止させる権限等を労使同数の安全衛生委員会で行うことを強く要求した結果、企業間の面子から組合独自で実施することになった。

安全衛生委員会は組織され、安全パトロールを開始し「安全帽をかぶれ、安全ぐつをはけ」の程度の安全運動であったが大衆からの要求は「ワシ等のケガや病気は安全帽や安全ぐつでは防げないし治らないからなんとかせんか」との身体から出てくる切実なものがあつた。

この時に労働災害に対する労災保険法に定める以外の企業補償を要求して、額は低かったが補償を勝ち取り、休業補償についても賃金の一〇〇%補償を勝ち取つたのである。

安全衛生委員会は組織され、補償の上積み勝ち取つた事によって、その上にあぐらをかく者やいくら指導しても安全作業を実施しない労働者が存在することが確認されたことから安全衛生委員会の基本方針が要求された。

そのため、①安全斗争は経済斗争以前の命と健康を守る重要な斗いである。②自分の命と健康は自分が斗つて守らなければだれも守ってくれない。③従つて安全衛生斗争を階級

思想の向上の斗いにしようとの方針を定め、各職場の学習活動を開始した。

## 関西労働者

### 安全センターの設立

### 労災斗争の拡大

職場での学習活動、安全衛生生活活動が活発になるにつれて地域の安全衛生を闘う労働組合、民主団体との共闘の中で南大阪労災職業病対策会議の設置を闘い取つたのであつた。

ところが、労働組合のみの安全衛生斗争は単に現象面からの関係となる事や安全帽、安全ぐつ、ワイヤーは大丈夫か、掃除はできているか等であり、医学、法学、工学等に対する学術上の限界が種々の斗いを取り組む毎に痛感されることとなり、医学者、科学者、法学者の支援がなければ一定限度以上進むことができない、京大阪大労働研の医者グループ、法学者グループ、科学者グル

ープや各地方で労災職業病を闘っているグループとの交流、共闘の中から、一九七二年九月に京都大学において関西労働者安全センターの設立を闘い取つたのであつた。

この斗いの過程で古参労働者の林通夫氏に対して、医学、法学、科学の無知から、原則論で斗い過ぎるとの批判が組合幹部から出たことは、労働組合が単に賃上げや一時金、労働時間の短縮を闘っていれば良いとの思想からきたものであり、労働者大衆が過去の銭とり斗争に終始してきたことを批判されることが、労働組合の幹部としての指導を問われることであつた。

そのために労災職業病斗争は先鋭化せざるを得ず、闘う者と斗わない者が区別され、斗つた者のみが知る斗いとなり、現在でもその差は残っているが大衆化、平準化しようとの斗いに絶えず努力している。過去、労災職業病斗争をまじめに斗つてきた分会は他の斗いにおいてもすぐれた斗いを残してきたし、現在も斗つ

ており、今後もあらゆる困難な闘いを乗り切るであろう。

一部では批判のある労災職業病斗争の第一弾として、一九七四年、全組合員の腰痛症の一斉検診を実施したのであるが、その結果は重症か軽症かは別にして、全ての労働者が被災していると言っても過言でない結果が判明し、安全衛生委員会は治療の方法の指導もなく大衆に結果を報告することはできないために結果の報告を行わなかった。そのために支部内部に安全衛生委員会に対する不信を生む結果ともなった。

初期の闘いが不成功に終わったが、上組分会のシリコンマンガン、その他の粉じんによるじん肺の闘い、日本塩回送分会の不完全の闘い、大商通運分会のフォークリフトの腰痛の闘い、大阪米穀運送分会の肩、カギ荷役による肩、腰、ひざ、内臓の全身病の闘い、神崎港運分会の原因不明死の闘い等を行い労災認定を闘い取る成果を上げた。

## 権利の上のあぐらをかき を批判し 組織強化をなすべし

この闘いの中で自分達の医療機関の設置が計画されていた。

大病院に行けば、日時設定に時間がかかり、行っても時間待ちが多く結果の報告に時間がかかり、労基署斗争にも支障があるので、いつでもどこでもまにあう診療と結果報告と闘いへの参加ができる医療機関として、地域の闘う仲間や専門家の努力により「南大阪労働者診療所」の開設を一九七六年八月に闘い取ったのであった。

その後の闘いは関西労働者安全センターも含めて、闘うトリデの構築に成功したことが大きな支えとなつて全港湾関西地方労災職業病対策委員会を始め中央本部労災職業病対策委員会の設置にまで拡大した。

このような闘いの裏では、闘い取った権利の上にあぐらをかき労働者や患者となつてしまふ労働者もいることも見逃せない事実であり、そのことが不団結の要因となり、安全衛生斗争の足をひっぱっている部分も数多くあるのであるから、このことの克服なくして安全衛生斗争は成功したとはいえないことをも方針の一つとして、今後も安全衛生斗争を階級斗争の闘いと位置つけて、組織内における社会主義競争と資本、権力に打ち勝つ団結を創りあげるために闘い抜く決意である。(つづく)



# 下請労働者の 団結権拡大の中で

全港湾建設支部労災安全委員会

建設支部は、労災職業病についての知識と体験が少ないので、経験豊富な諸先輩に教授いただくことばかりです。そこで、支部の労災安全委員会で少しづつ話し合っていることを述べたいと思います。参考になれば幸いです。

## 下請労働者が 全港湾の旗の下に

一〇年前、全港湾の必要性から生まれた建設支部は、西成釜ヶ崎日雇労働者の要求性と合致し、それまでしいたけ差別され続けてきた建設、土木、下請・日雇労働者の境遇を変

革する闘争主体として自らの位置を獲得しました。

かなり長い時期、建設関連の中小下請の労働者が未組織下にあった状況を考えれば、画期的なことであるうと思えます。建設産業は、日本国の基幹産業の一つであり、国の景気刺激の最先峰を歩みながら、かつまた労災事故の最大多発業種としてあります。今まで、この重層下請制度にくらいつくことができなかったのでありませぬ。

ゼネコン（大手建設業）での企業内組合はたくさんあるようですが、下請労働者の団結体は数少なく、団結権を打ちたてるにはまだまだきびしい試練をくぐねばならないようです。

建設・土木の業種は、きわめて港湾に類似しており、波動性を含みながらその国策依存と保護政策には歴史があり、戦略的であり計画的なものがありません。

全港湾関西地本がその戦闘的実践を通じて、目的的に建設労働者の組織化を決定し、一〇年を経た今日、萌芽的ながらその組織性と信頼性が社会的に認められようとしているのはきわめて当然のことです。

## 下請労働者の 特性

下請労働者は、自らの境遇と地位をはっきりと自覚しています。下請労働者は、本工になろうという幻想は持っていません。そのような境遇になる時代は、世の中がはっきり変わっているときでもあるでしょう。

中小下請企業では、労働者は個別資本と顔つきあわして労働をしてい



ます。そのような中では、労働者一人一人の位置が大企業に較べて大きな比重を占めています。ですから、おのずと職場において、労働者の生産活動上での地位は高く、同時に責任が重くなっています。

この様に、中小下請企業における労働者の活躍には、個別資本と言えども介入できないところがあります。下請労働者の強みは、人間が本来持ち得ている全ゆる可能性(総合性)を発揮して、企業活動の全ゆる分野に進駐し、具体的実践をしていることです。

しかし労働者の総合性を高めるにも指導が必要で、労働組合を通じて組織性を持たせ、計画的に時間をかけて闘うことがなければ、個別資本の抑圧と搾取に負かされてしまいます。

## 団結権拡大を めざして

建設支部の一〇年の闘いの一つ一つは、全て下請労働者の団結権確立の闘いであり、団結権拡大の闘いであります。

労災闘争もその一つであり、西成・治水・東建設・名村・丸全河本等の数少ない経験ながらも、全港湾の諸先輩の指導をおおきながら、手さぐりで闘ってきました。

労災闘争に限らず、職場闘争主体である労働者の積極性と不退転の決意を固めた闘いは、決して敗れることはないと思います。労働者一人を日ごろからどれだけ鍛えきり、どれだけ組織的に固めており、思想意識を深めているかが重要ではないかと思えます。

反合・労災闘争等の具体的実践は、意識と計画目標の発現であり、結果でありますから、職場における対人活動―オルグ活動が大切になってきます。

今日、労働組合の闘争課題は、職場の中に、また組合員とその家族の中に数多くありながら、なかなか取

り組みが弱く個人的に処理されてきているようです。労災闘争で、被災者とその家族を含む「家庭」の団結維持は、容易な課題ではなく、難しいが解決できないことではありません。我々は少ない経験ながらも、「家庭」―団結体の指導者である組合員の主体強化が、労災闘争には欠かせないと思えます。

## 怒りを 組織せよ!

この言葉は、西成分会のパンフのタイトルですが、正しく労働組合は労働者の怒りを組織しなければならぬと思えます。

労働者が苦痛だと感ずる一切のことは、この資本主義体制の中では、全て資本―権力の攻撃であると断言できると思えます。

労働組合が自主性を生命とする団決体であるなら、労働者の一人として

苦痛と感ずる一切抑圧―反合・労災と闘うことが当面する具体的課題でもあるうと思ひます。

どんな小さな怒り（自主権侵犯）をもみのがさず組織せよ！これが労

働組合の任務のはじまりであるうし、労働者一人の生命を大事にする思想が大切であります。

（以上）

# 登録日雇港灣労働者の闘い

全港灣工人阪港支部

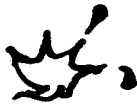
(2)

前号で大まかな港灣の歴史と合理化の実態を述べましたので、今号では労災職業病の問題を中心にします。

## 身近な危険から

一歩一歩

克服



「綿で死んだ」「タコで足を折った」「サソリに刺された」「へびにかまれた」これらはこれまでに實際

あった労災の例です。綿といっても布団のようにやわらかでなく、二百五十キロの綿花をスチールバンドで締めであります。これを六〜八個ロープの位置が悪いと荷くずれをおこし一巻の終わりとなります。下におるからやと批難されるでしょうが本船はまだしもはしけなど逃げ場がないのが実情です。

タコで骨折、これも奇妙に思われるかもしれませんが、零下20〜30度

で約30キロのタコはコンクリートブロックと同じです。冷凍荷役は、夏などは温度差が船の内外で七十度にもなる時があり血液がタギるのではと思えます。現在では一時間交代、一日三時間四十五分ですが、支部組合員三百名中二十名前後がこの仕事にいらっております。最近いい仲間が約二十名くらいおり、理由を聞いてみると腰痛が多く、調子のいい時なら少しは辛抱できるが、次の日のことなどを考えるともういきたくないというものがほとんどです。組合では一応の案として一時間交代を四十分に、一日二時間三十分という要求を出していますが、全国的なかねあいから未だ前進した労働条件獲得に到っておりません。七八春斗では冷凍手当をとりつけましたが今後人員構成、時間を中心に闘をすすめていくつもりです。

サソリやへびは原木（南洋材）荷役の時ありました。原木は雨が降ればすべりやすいし、目方がわかりにくい、ワイヤーロープが切れやすい

危険この上ない荷役です。私達日雇いは、この原木と冷凍はいかなくてもアプレ賃がもらえるようになっていきます。とはいえ、これらの労働はだれかがやる仕事であり、常用日雇いのワクをこえ現場の問題として改善を考えていかねばならないと思います。

## 港湾合理化と

## 新たな并立職業者

さて最近の問題としては、①職業病、②危険品荷役、③革新船荷役での排気ガス問題があります。

職業病では、腰痛症、側湾症などとしん肺があります。昔の袋もの荷役は百キロぐらいのものをかつぐとどうしても早く降したいから急ぐ、ところが業者はこれをいいことに、もっとできるやないかと労働強化を強いることになる。我が支部でも相当数の組合員が腰痛を訴えており、

早急に対策を行い、認定斗争などを行っていく必要があると考えています。又、袋ものをまくり返して荷役をするともうもうたるほりが出る。例えば、タルク（紙などのつや出し）骨粉（砂糖の精製に使う）、血粉（顔料などに使う）、アスベスト（建材、防火用品）又、植物性のものは、メース、大麦、小麦、なたねかすなどは特にひどいものです。現在一名のじん肺患者がみつかっておりますが、港湾へのじん肺法の適用がないのでこの点は今後の課題です。

危険品荷役は朝鮮船（韓国船）に多いですが、品物の品名、性質、毒性、万一のときの応急処置方法などを職場で労働者に知らせ、労働者もきちんと聞くという方法をとっております。証明がない場合は荷役を拒否してもかまわないということになっております。

昨年、山九運輸で無水マレイン酸の荷役をしましたが現場の責任者が「この前は証明なしでも大丈夫やっ

たやないか」言うので「コラー！ワシらを何やと思うとんのや」と説明を求めて現場で山ネコストを取り組みました。このようにして少しずつ、現場における業者の石頭を変えるようにしております。

船が大型化されるにつれ、荷物も大きくなり、荷役方法も機械化されてきました。

最近では、本船内にブルドーザー、フォークリフトなどが投入され、荷種のホコリに加えて排気ガスがひどく、それが一つの箱の中でやられてはたまったものではありません。いっつか、オレの肺もああなると思うとゾッとしますが、これも船賃の関係や、安全面の対策遅れてこちらとしても、リフトのマフラーをやめて、下より車の上につけよと注文をつける程度しかできていません。

港湾を安心して  
働ける職場に

# 前線から

## 大阪

### 全港湾大阪支部で

### 安全パトロール実施

以上、本船荷役を中心に現場の報告をしましたが、安全作業基準を組合が提案できるところまでいっておらず、今後はギャング（人員）構成の明確化や持ちトン数をめぐって、一歩一歩安全作業へしていかなねばと思います。そうすることで休業から現場復帰する仲間を迎えやすくしたいと思います。

組合員の平均年齢も五十二才となり、年々高齢化し、様々な病症が出てきております。私たちの基本的な考えに「労働者に、そもそも私病というものはないのだ」というのがあります。腰痛などは職業病として割合取り組みやすいのですが、歯と労働との因果関係などは明らかにされておらず、今後、地域で先進的医療

活動をしておられる松浦診療所などの協力をえて、こうした問題にも積極的にとりくんできていきたいと思えます。

私たちのこうした取り組みは、必ず、常用（とりわけ船内）労働者にも波及し、本場の産業別斗争への一歩となると確信します。

（以上）

調査に重点を置いたが、今年はこの踏まえて、職場での健康管理の実態や、

調査に重点を置いたが、今年はこの踏まえて、職場での健康管理の実態や、

できないが、大まかな特色としては分会員の少ない職場においては、安全闘争に対する認識が低い分会が多

全港湾大阪支部安全委員会は、去る8月1日から4日にかけて、毎年恒例の各分会職場への安全パトロールを行なった。実施にあたっては、支部安全委員約20名で七つの班を編成し、約一二〇もある分会職場の調査パトロールの体制をつくらせた。

各分会での取り組みの実態については、それぞれ分会の運動の力や歴史によつてまちまちであり、一つのものとして表現することは

安全委員会としては、これらの実態を厳しく受け留め、職場での安全問題に対する関心を強めるために、

安全闘争への取り組みを強化していかなければならないと確認した。



一局へのりん伺という不自然な行動を決定的に裏付けする事実が明らかになった。それは7月4日にりん伺をした後に、7日付けて松浦医師あてに、署の方から竹森さんの症状についての問い合わせが舞い込んだということである。要するに、守口署は満足な調査すら行っ

ていないのである。これについては労災課長も、「調査不充分」と認めざるを得なかった。当然「りん伺差し戻し」という措置も考えられるが、

様々な事情を考慮し、守口山本署長を局交渉の場に同席させ、りん伺に至った責任の一端を担ってもら

う。9月初旬にも次回の交渉を設定するということを確認して、この日の行動を終えた。

ては20年のベテランとはいえ、会社をこの年の10月に変わっており、職場の実態がなかなかつかめず、条件は悪かった。しかし、色々な人の協力を得て、特に、

残された家族をなんとか救済しようと、子供たちの通う保育所の保母さんや、近所の人達が集まり、Nさんの労災認定をかちとる会も作られた。彼らとの間で、

労災問題についての学習会や、Nさんの脳出血死をどう考えるかという学習会を何度か行った。

労災申請は8月2日、被災労働者同盟の協力も得て西宮監督署へ提出した。

第一回の交渉の中では、会社の方が、Nさんの死亡について、労働者死傷病報告(労安則)の義務を怠っていたことが明らかになった。

一人の労働者が仕事中に死亡したというのに、何の報告もされていないとは、不可解なことである。まずは監督署にこの点を調査させること。当然署の指導責任は問われてくるだろう。

建築下請労働者の健康管理が、どれほど放置されているのかということも、徐々に明らかにしていくつもりである。交渉はこれからがんばろう!

# 守口

## Nさんの脳卒中は労災か？ 地域の人達を支援の会

守口市のNさんは、昨年11月22日、西宮の建築現場で水道管の配管作業中に突然倒れた。近くの病院に運び込まれたが、数時間後に亡くなった。脳出血であった。まだ38才の若さであった。

朝いつものように元気に出勤し仕事中に倒れた。先ずこれが出発点である。原因は業務にあるという立場に立って、様々な角度から調査を重ねた。

Nさんが未組織の労働者であったことや、この職種

であったことや、この職種

であったことや、この職種

であったことや、この職種

であったことや、この職種

であったことや、この職種

であったことや、この職種

であったことや、この職種



# 腰痛関節痛など 五名の労災を申請

## ▼全金大阪亜鉛支部▲

八月八日、全金大阪亜鉛 以上の労働条件の悪化の中  
支部は組合員の市橋、上之 であらうの症状が表面に出  
園、浜井、藤川、岡本の各 てきたものと支部では分析  
氏の腰痛症、肘関節痛、気 している。

管支炎について、西労基署 支部では現在他に、脳卒  
に労災申請を行った。

これらの労働者はいずれ も勤続20年以上というベテ  
ランの労働者ばかりであり、  
長期にわたる疲労の蓄積と  
とりわけ高度経済成長期に  
は月間八千〜一万トンとい  
う多くのメッキ加工によっ  
て、全社的に昼夜二直勤務、  
長時間労働という状態が続  
くことによる疲労が発症の  
基本的な原因となっている。  
そして50年4月以降、会社  
更生法適用下において従来

### 南大阪

# アフターケアの拡大適用

## 全港湾大阪支部協賛会 大阪労基局が認める

中で死亡した高田氏の労災  
について申請中であるが、  
組合員のほとんどが腕、肘、  
肩などに何らかの症状を訴  
えており、今後職場討議な  
ど労働者間での討論を深め、  
企業再建闘争を強める観点  
から取り組みを強化してい  
く方向に進んできている。

八月八日、全港湾大阪支  
部安全委員会は協賛輸送分  
会の柳井氏の症状固定後の  
アフターケア問題について  
大阪労基局との交渉を行っ  
た。

柳井氏は昨年八月に現場  
での作業中鋼材の荷崩れの  
下敷きとなり、全身打撲、  
骨盤骨折の重症を負った。  
その後の療養によって体調  
はかなり回復し、今年に入  
ってからは職場復帰するこ  
とができた。しかし、負傷

時に尿管が切れ、そこに管  
を通しているが、その管の  
掃除を今後定期的に一生続  
けていかねばならない状態  
になっている。現在同氏は  
労災の療養補償は継続して  
いるが、近い将来症状固定  
→治ゆとなった後、この定  
期的な処置が経済的にも相  
当な負担となるということ  
で、治ゆ後アフターケア制  
度の適用を求めているもの  
である。

当初局側は「アフターケ  
アについては背髄損傷患者  
しか認められていないので  
「困難」という見解を示して  
いたが、支部安全委の「労  
災事故でこんな体になって、  
労災保険が適用できないの  
は納得がいけない」との粘  
り強い主張の中で局側も「  
本省に何とか適用となるよ  
う上申する」との姿勢を示  
し、その結果、現行制度に

準じた形でアフターケアの適用を認めるといふ結論を得ることができた。

# 大阪 東

## 脳卒中労災を申請 ストライキで労基署へ

### ● 全金マコトロイ工業支部 ●

七月二十七日、全金マコトロイ工業支部は元組合員である故土居原氏が死亡されて以降組合で何回か学習会をもち、また遺族を含め関係者の工場見学などを行う中で、氏の死亡に至った原因についての調査を進めてきた。最終的には支部、遺族、関西労働者安全センターの共同意見書としてこれららわまとめられたが、死亡の原因については主に(1)年々進む合理化による労働強化(2)健康状態を無視した(合金課への

去る7月19日、兵庫労の

3名の職業病り病者が頸肩腕症候群を職業病と認めようとし、西宮労基署の決定を不当として、労基局へ審査請求を行いました。

従来から甲山福祉センターでは、腰痛だけでなく頸肩腕症候群も多発しており、その多くが職業病として労基署の認定を得ています。

ところが、西宮労基署は去る5月24日、乱暴にも申請中の12名全員の頸肩腕症候群を、業務上のものと認めないという決定を下しました。

## 頸肩腕症の労災申請 12名全員の業務外 3名が不服申請へ

### 兵庫県社会福祉労働組合

これは職業病の決定範囲を、できるだけ狭めようとする労働省の意向に追随し、福祉施設労働者のケイワンを丸ごと全部認定からはずそうとする策謀です。今後こういうことがまかり通っていくならば、私たちが苦しむケイワンは労災職業病とはみなされなくなっていく恐れもあります。

### 西宮

甲山福祉センターに多発しているケイワンは、仕事

に基づくものであり、劣悪な労働条件によってひきおこされたものであることは、私たち現場の労働者が一番



よく知っています。ケイワ  
ンの業務起因性がはずされ  
ることは絶対に容認できま  
せん。以上のような点から  
兵糧労は行政機関である労  
基署の不当な決定を見のが  
すことはできません。

今回審査請求をした3名  
の職業病り病者はケイワ  
ンの申請を却下された一方、  
腰痛については職員認定さ

れており、個人的には審査  
請求をして何か得があると  
いうものではありません。  
しかし、職業病はもともと  
社会的な疾病であり、職業  
病を治し完全補償をかちと  
り、撲滅するには、個人的  
に対処することでは充分で  
はあきません。すべての職  
業病り病者のみなさん、団  
結して共に闘いましょう。

### 此花

## タクシー労働者の脳卒中死 堺労基署に労災申請

### ▼此花労働者センター▲

大阪堺市にある仲川交通  
のタクシー乗務員であった  
故三原氏の脳卒中死亡につ  
いて、朝鮮総連大阪西支部  
及び関西労働者安全センタ  
ーは、8月2日堺労基署に  
労災申請を行った。

朝総連西支部及び安全セ

ンターは、5月5日の災害  
発生後、会社、同僚、病院  
などの調査を続けてきたが、  
最終的な見解として(1)  
労働者の2・9通達基準を  
はるかにこえる過重な勤務  
状況があったこと、(2)  
死亡した9年段階では既に

重度の高血圧症があったに  
もかわらず、会社がそれ  
を労働考慮に入れることな  
く勤務につけたこと、の大  
まかに2点を結論として得  
たのである。

8月2日は、今年の6月  
に開設された此花労働者セ  
ンターに結集する労働者も  
すことを約束した。

### 神奈川

## 労働者診療所オープン 8・11盛大に開所式

神奈川で待ちに待った「  
働く者の診療所」が8月1  
日、横浜市中区港町にオー  
プンした。そして8月11日  
には、診療所開設にこぎつ  
けた多くの闘う労組・団体  
・個人が結集し、神奈川県  
医療生協と港町診療所の出  
発の意義を高らかに確認す  
る「開所披露式」が行われ  
る予定です。」

# 7月の新聞記事から

「6月の新聞記事から」は  
休ませていただきました。

7・2 京都スモン訴訟の判決が京都地裁で言い渡され、個人では過去最高の認定額を含む原告側の全面勝訴となった

7・3 豊中市で放置されていたタンク車から、塩素系ガスが噴き出し近くの11世帯、19人が避難した

7・4 三菱重工の神戸造船所と関連下請会社でリベット打ち作業に従事していた労働者が、三菱重工本社を相手取り、職業性難聴の損害賠償を求める訴えを起こした

7・5 ニューヨークで石綿による内皮ガンにかかった人が「母親とのキスや抱擁によって石綿の粉末をかぶったこと」が原因と、母親が生前働いていた石綿工場を告訴

7・7 京大原子炉実験所（能取）付近の排水管から放射性元素が検出された問題で、学生・住民が説明会要求の現地集会を行う

7・10 京都市役所の事務職員に関西で初めての頸肩腕障害の職業病認定（詳細は先月・今月号の一闘いの中から）参照

7・12 静岡の日本坂東名トンネルで追突事故、五人が焼死、百台もの車が立ち往生

7・13 閣議で原発事故にかかわる防災対策の一元化と、緊急時の防災体制の強化について、中央防災対策会議の決定を了承

7・13 林野庁は春闘でストを行った全林野に対し停職から嚴重注意まで、一万二千七百十一人の処分を発表

7・14 愛知県南宇和郡で、旧海軍の主力戦闘機「紫電改」の引き揚げ作業の取材中のテレビ会社チャーターセスナ機が墜落、カメラマンら3人が死亡

7・17 住之江でバキュームカー運転手が廃油をホースでタンクに移す作業中に倒れ、廃油をあびて意識不明となり死亡

7・19 原子力発電所の使用済み燃料を日本独自の技術で再処理するための、再処理会社設立準備委員会が発足

7・23 東海村原発「東海二号炉」で、一次冷却水の蒸気が漏れ運転を停止

7・26 スモン問題が全面解決に向けて前進。「スモンの会全国連絡協議会」と厚生省の直接交渉が基本的合意に達し、ス全協、国、被告製薬三社との間で調印

7・28 会社更生中の中堅造船会社白根鉄工所（大分市）は、佐伯工場の従業員二百三十九名八十四名に指名解雇を通告。全造船佐伯分

備 会は身分保全の仮処分申請などで闘争を準備

備

40超えればきつ過ぎる

# 「オール夜勤」は労災

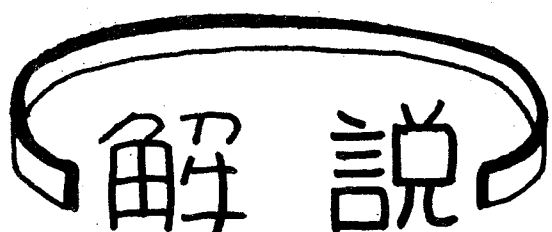
心臓病死で  
東京高裁判決

オール夜勤の過酷な労働で、心臓病を発した若者の遺族が、「労災認定基準は満たない」と主張する中、東京高裁第三部（藤田定太郎判事）は九月、遺族との因果関係を認め、原告の訴えを認知して二審判決を覆し、改めて労災認定の必要の無いと判断し、労災認定を命じた。心臓病は、労働によるものであり、労災認定の対象となる。原告の主張は、労災認定の要件を満たしている。原告は、遺族の訴えを認知して二審判決を覆し、改めて労災認定の必要の無いと判断し、労災認定を命じた。心臓病は、労働によるものであり、労災認定の対象となる。原告の主張は、労災認定の要件を満たしている。

この目的は、まず、オール夜勤の過酷な労働で、心臓病を発した若者の遺族が、「労災認定基準は満たない」と主張する中、東京高裁第三部（藤田定太郎判事）は九月、遺族との因果関係を認め、原告の訴えを認知して二審判決を覆し、改めて労災認定の必要の無いと判断し、労災認定を命じた。心臓病は、労働によるものであり、労災認定の対象となる。原告の主張は、労災認定の要件を満たしている。

の精神からして、過度的な疲労を特定できる限り」と、遺族に有利に解釈し、「一、二等の過酷な労働の状況下で心臓をこく」と認めた。

7月10日付  
(朝日新聞)



脳卒中・心臓病死など  
についての労働省の労災  
認定基準（基発一六六号  
昭和36年）は、災害発  
生前に突発的なできごと  
あるいは極度の（異常に  
近い）労働強化がなけれ  
ば認定しないという仕組  
になっている。つまり災  
害性、あるいはそれに近  
いものだけを例外的に労  
災として認めるという立  
場である。

しかしこの基準が不当  
に労災の枠を狭くしてお  
り、実情に合わないもの  
であることはこれまで幾  
度となく指摘されてきて  
おり、また末端の労基署  
において基準をこえた認  
定例も増えてきているの  
が現状である。

これらの状況の中で、  
東京高裁が今回のような  
判決を出したことは、非  
常に意義の大きいもので  
ある。判決全文がないの  
で不明な点もあるが、第  
一に企業が健康管理責任  
を果していないことを労  
災の要因として明確にし  
たこと、第二に蓄積疲労  
について正当に評価した  
こと、第三に労働過重性  
を形式的にはなく実質  
的に判断したこと（無意  
味な比較をせず40才で高  
血圧の労働者にとって夜  
勤は悪いというように判  
断している）。これらの  
点は大きな前進であろう。  
労規則35条の改悪によ  
って認定枠を狭めようと  
している労働省への斗いに  
とって、今後大いに活用  
すべき判決であると思わ  
れる。



# フィールド合宿の意義を確認し 新たな段階への一步を踏みだそう。

南大阪労働フィールド合宿実行委員会

七九年度の南大阪労働フィールド合宿は、七月二五日から二九日の間に、五十数名の参加を得て無事終了することができました。「無事」と言いましたが、内実は「どうにかこうにか」というのがより事実に近いだろうと思います。毎回大なり小なりの失敗はしており、労組の皆さんには迷惑をかけてばかりです。合宿実行委にしても経験不足からくる「今なら許せる」程度のものなら納得もでき、「今度こそは」と決意も新たにすることができのですが、今回は、昨年の顔触れとほとんど変わらず、新米ばかりで構成した昨年のような緊張感とは違った、ある意味での余裕すら感じられました。結果的にはかえって細かい詰めができていなかったり、情けない話ばかり目につきました。

細々とした反省点は、別な機会に譲るとして、今回のフィールド合宿で最も活発に議論がなされた点に触れながら、中間的な問題提起の場にして行きたいと思えます。

## 合宿参加の 女子勢力を 問い直そう

フィールド合宿は今回で六度目を迎えました。問題意識とその対象化の方法は一步一步前進しているに違いないと思っておりますが、更なる意識性が問われていると言えます。確かに、「おまえら何しに来た」「おまえらから得るものは何もないぞ」という、労働者からの挑発的な提起はショッキングなものでした。しかし、これは、言うか言わないかの違いだけで、労働者の持つ感情としては当り前のこととも言えるのです。ですからこの問題提起は、次のことを考えれば極めて積極的なものを含んでいると思えます。

労働現場に全く素人の学生が見学に来る（実際に仕事の手伝いをしたとしても）ということとは、ちょっと考えてみればわかりますが、受け入

れる側にしてみれば「大変邪魔」なこととあります。にもかかわらず学生の方は、毎年お願いしているのだから今年も大丈夫だろうと思い、ついには、受け入れてもらうことは当然のこと、となってしまうのは当てはないでしょうか。これは戒めなければなりません。

確かに私たちは歴史の一時代を生きています。実際に自分で体験したことだけでなく、先達の創り上げた成果の上に立って自らの出発点・方向性を模索しています。運動は継承すべきものです。ですから、後に続く私たちが、安全センターや診療所(労職研)の活動によって作られてきた労組との信頼関係を依って、労働フィールド合宿を計画し、実施するのは運動全体にとってはプラスであって、現在向けられている批判は今参加せんとしている学生の開拓したものではないから「取り組みが無責任になっている」という種のものではないと思います。

問題は、現在の私たちが、この成

果をどういう立場でくみとって行くのかということでしょう。自己を鍛えあげると同時に、労組との間にも緊密な関係を作っていく真しな努力が要求されています。そういう意味では、私たちはまだまだ甘かったということが言えます。「労働者の闘いに学ぶ」というスローガンは、一つ間違えば「学ぶ」という受け身の姿勢を正当化することにもなりかねません。ですから「学ぶ」運動について過大な評価をすべきではないと思います。(もちろんこれは、このよきな「運動論」を批判したわけですから、「学ぶ」ことを否定するのではありません。むしろ「学ぶ」ことは非常に大切なことですから、これからほとんど色々なところへ入って行くべきだと思っています。)

## 労組の闘いの中に

### フィールド合宿を

### 位置付けよう!!

また、労働フィールドが、医学生・医者と労働運動との関係という見方が強く、受け入れ労組にとっても「この人達は将来お医者さんになる人達」という目でしか見ない(フィールド合宿の歴史から見れば無理もないのですが)傾向を残しており、逆の意味でこのような歓迎のされ方はピンチであります。現在フィールド合宿は、医学生に限らず、他学部の学生も混えて、また労災職業病問題にこだわらず労働運動全体との関係の中に位置付けられています。更に運動としての側面が強調されてきています。この点についてももう少し説明を加えれば、フィールド合宿という枠を越えた、日常的な労働者・学生の交流、共同闘争が準備され、実現されていかなければならないということとです。

労働フィールド合宿という一つのイベントの中で全てを見ようとするのは、あまりにも狭い考えです。そうではなくて、労災職業病闘争も含めて、労働運動と学生運動、更には

労働者階級全体の闘いの中で、労働フィールドがどのような役割を果たしているのか、また果すことが出来るのか、ということを考える必要があるでしょう。

今年も報告のパンフレットを作製する準備を進めています。色々な人の意見を集中し、討論を深め、次の一步に備えなければなりません。

事務局の不手際でズッコケながら始まった合宿も、後半の全金田中機械支部での総括討論、岩井会、安全センターの参加をえての座談会と熱が入り、最後の大阪亜鉛橋井委員長講演、加えて、田中機械支部大和田委員長のアピールと、合宿の最後を飾るにふさわしい盛り上りでした。お世話になった全ての皆さんに、重ねて御礼を申し上げて、報告を終えたいと思います。



# 住友電工の差別賃金を

# 糾弾する9・3集会

―地労委闘争2周年・集会参加のお願い―  
 77年9月3日、住友電工の活動家6名による「賃金差別撤廃・不当労働行為救済申請」が大阪地方労働委員会に提出され、闘いがはじまっています。丸二年が来ようとしています。

住友電工差別賃金撤廃の闘いは、一切の活動家を企業から締めだし、より大きな利潤の追求をはかろうとする住友資本の悪らつきわまる労務政策に、ストップをかける闘いであります。労働者の権利を奪い、人権までも踏みこむ反動労政を糾弾し、地労委闘争の勝利を自ずす9・3大集会に対し、すべての労働者の問題としてご参加頂きますよう、心からお願いする次第です。

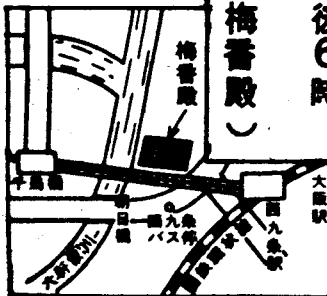
とき 79年9月3日(月)

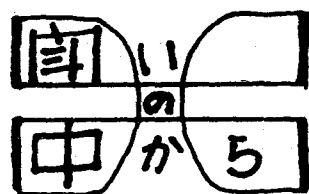
午後6時

ところ 此花会館(梅香殿)

住友電工差別賃金撤廃を闘う

労働者を支援する会





## 奥西で初めて

(その2)

# 一般事務の頸腕を公認認定

●京都市役所労災職業病対策会議●

## 市当局の

### 責任は何か

それでは、今回認定された職業病の原因をもう一度整理し、当局の責任は何か、今後何が必要なのか、について検討してみましょう。

今回の職業病の原因は明白です。まず、区役所職場での深刻な人員不足の問題です。税務職場では、件数は増加の一途をたどっているのに、税務職員数は減らされてきています。

こうした人員不足による労働過重、これが今回の職業病の最も大きな原因です。

そして無視することができないのは、機械化の問題です。当局の資料ですら「計算センターの機械日程にあわせて事務を処理しなければならぬために、かえって労働過重になる」と指摘しているぐらいですし、機械化によって仕事内容がますます無味乾燥なものとなり、エラーチェックなど気疲れの多い仕事になってきているのも、職業病の発生に大きな影響を与えています。

このように、今回の職業病発生の

原因・責任が当局にあるのは明らかで、今回の認定によりそのことが公的にも認められたのですが、発病後、または認定後の当局の対応にも疑問をもたざるを得ません。

最も残念なことは、発症の初期の段階で北小路さんが充分に療養、休養をとることができず、病状をどんどん悪化させてしまったことです。

当局はなるほど、一時間ほどの時間内通院についてだけは認めてくれましたが、当初から職業病としてのとらえ方は全くしていませんでした。七六年当時、本人がいくつかの病院で指摘されて、一度申請の手続きをしようとした時も、結局申請用紙すらもらえなかったし、今回の申請についても「認令権者の意見」の欄には、「公務上かどうかは不明」というように、実質的には認定には否定的な態度だったのです。基金支部が公務上との見解を表明した後に、我々の再三の要求によって「公務災害と思考されますので、よろしく」という主旨の要望書がやると提出されましたが、それも主税長

名にとどまりました。

認定後も今に至るまで、当局は北小路さんに何のおわびの言葉も、自らの責任を認める発言もしていません。五年間の長い苦しみの後、今回やっと認定されたというものの、いつになつたら元どりの元気な身体に戻るのかすら分からない北小路さんの怒りと悲しみを、当局はいったい何と考えているのでしょうか。当局はまず、彼女の前にとんできて手をついて謝るべきでしょう。

そして、今回の申請は北小路さん一人だったとはいえ、これはあくまでも氷山の一角、職場には多くの被災者がケイワンに苦しんでいます。北小路さんの職業病が認定になったというのも、こうした現実があつたことなのです。今回の認定という深刻な事態をふまえて、当局がしなければならぬことは、事務職場でも全員の斉検診を行い、少しでも異常のある人を早く見つけだして、充分な療養を保証することでしょう。

そしてなによりも人員不足を解消することなくしては、これからも被災者が多くててくることは眼に見えています。

## 自治体における労取斗争の交流を

我々は二年前の労災保険法の改悪に対する抗議行動をきっかけにして、パンチ室や建設局 君らの労災闘争などの経験をもちよって、被災者自身が軸となり、京都市役所労災職業病対策会議(準)を結成し、現在まで様々な運動を続けてきました。被災者自身が闘いの中で、自らの身体を治していくのだということを運動の基本にし、労災学習会、基金や監督署との交渉、民間労働者との交流などをつみかさね、今までに数多くの被災者の認定、療養、補償などの相談を受けてきました。こうした経験の上に、今回の関西で初めてという画期的な職業病認定をかちとることができたのです。

先々月六月一九日の北清掃工場の

二名の死亡事件は、我々の記憶に生しい悲しい事件ですが、京都市役所は指定都市の中でも、ずばぬけて高い労災発生率となっています。職場の安全対策も充分でないし、被災者に対しては市当局は無責任な対応を続けています。

我々が相談を受け、解決したものの中でも、まだ身体が良くならず、健保で療養は続けなさいと言いながらも、補償は打ち切るといふうざけた話や、労災休業中に、クビを切るぞ、いやなら出てこい、という労基法すら無視したオドシをするなど(退職勧奨により、実際に辞めさせられた人もいます)、京都市当局のやり方はあんまりです。

職場の組合員が、合理化などに対



して闘わなければ、労災職業病はあ  
いづくし、一度労災被災者にさせら  
れても、被災者自身が闘わなければ  
充分に身体を治すこともできない—  
これがこの二年間の運動の中で教  
訓です。

最後に、北小路さんの認定闘争の  
中で痛感したのは、自治体労働者の  
労災闘争へのとりくみの遅れです。  
当面、安全センターを軸とした自治  
体労働者の労災闘争の経験交流、情  
報交換の場をつくりあげることが必  
要となっているのではないでしょ  
うか。

(文責—北上田)

七月一八日



### 7月分会計報告

#### 収入

会費	246800
機関誌	92517
カンパ	399831 ①
パンフ	2000
複料	7590
計	748738

7月分収支 -374040

先月からの  
くりこし 792154

8月への  
くりこし 418114

#### 支出

事務費	113383	②
機関誌	54410	③
活動費	215630	④
郵送費	39355	⑤
人件費	700000	⑥
計	1122778	

#### (註)

- ① 斗争勝利記念カンパ 75円  
夏季カンパ 191711円  
並びに 定期カンパ、学習会講師料等
- ② 6・7月分 部屋代・共益費・水道代  
6月分ガス代、7月分電気代・新聞代等
- ③ 62号印刷代
- ④ 南大阪事務所・北花センター 7・8月分 分相金  
6・7月分電話代、5月分 社保料  
資料購入費、事務局員 通勤・活動交通費
- ⑤ 切手・振替手数料
- ⑥ 7月分 人件費 (アルバイトを含む 5人分)  
事務局員 夏季一時金

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

8月号（通巻64号） 昭和54年8月20日発行

（毎月一回20日発行）

早く・安く

・ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋3-5-28